

令和7年5月1日

## デジタル戸別受信機無償貸与のご案内

町では、防災行政無線のデジタル化に伴い、既存のアナログ戸別受信機が使用できなくなったため、デジタル戸別受信機を新たに導入し、情報伝達手段を整備しています。

避難行動要支援者名簿に掲載された者、当該名簿に掲載された者を支援する方を対象に、防災行政無線から放送した内容を住居で受信できるデジタル戸別受信機の無償貸与を実施します。

**設置を希望される方は**、別紙「防災行政無線戸別受信機等貸与申込書」に必要事項を記入し、6月30日（月）までに軽井沢消防署内総合政策課危機管理室まで提出してください。

なお、申込みにつきましては、下記の注意事項・確認事項をお読みください。

### 【注意事項】

- ・申込書を提出していただく際は、設置場所の住所を記入していただくとともに、設置場所の地図を添付していただくようお願いいたします。
- ・電波の状況によっては、設置できない場合もあります。アナログ戸別受信機で受信できていた場所でも、デジタル戸別受信機で受信出来ない可能性があります。また、外部アンテナを設置することがあり、壁にケーブル用の穴を開ける事もあります。
- ・設置作業は、10月～2月頃を予定しています。申込順による設置ではなく、地区毎にとりまとめ一括して設置していきます。
- ・配信内容は、防災行政無線から放送した内容となりますので深夜の情報発信もあります。

### 【確認事項】

- ・貸与された戸別受信機についてその権利を譲渡したり、転貸及び担保には供しないでください。
- ・貸与された戸別受信機の維持管理に努め、異常が生じたときは速やかに届け出をしてください。
- ・借受者の故意または過失による故障、紛失は実費の弁償となります。
- ・戸別受信機の維持経費（電気料及び乾電池の交換）については、借受者の負担となります。
- ・戸別受信機を設置する必要がなくなったとき、又は貸与資格を喪失したときは、速やかに返還してください。

### 【問い合わせ】

軽井沢町総合政策課危機管理室 電話：45－1880 FAX：45－2077